空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）、又は評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

カ　入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

キ　次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

管理技術者、主任技術者、担当技術者及び技術員は、以下に示す条件を全て満たす者とし、主任技術者は各職種１名以上、担当技術者及び技術員は職種を問わず１名以上それぞれ配置すること。なお、管理技術者は、主任・担当技術者のいずれも兼ねることはできない。

㈠　配置予定管理技術者（建築又は土木）

配置予定管理技術者については、次の１）から５）に示す条件をすべて満たす者である。

１）資格　次の建築又は土木の資格を有するものとする。

・建築　次の資格及び経験のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。

【資格】

①　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項に規定する一級建築士

②　建築士法第20条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

③　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門）

④　APEC Architect

⑤　①～④と同等以上の資格を有すると認められる者

【経験】

①　大学卒業後13年以上、短大・高専卒業後18年以上、高校卒業後23年以上の実務経験を有する者

②　公共建築工事標準仕様書（・建築工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者

・土木　次の資格及び経験のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。

【資格】

①　技術士（（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門））

②　一級土木施工管理技士

③　土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会１級技術者

④　㈳全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)

⑤　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（※）（技術士部門と同様の建設部門に限る）

⑥　APEC Engineer（Civil）

⑦　①～⑥と同等以上の資格を有すると認められる者

※「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」とは、ＲＣＣＭ試験に合格しているが転職等により登録できない立場にいる者及び、外国資格を有する技術者で、国土交通大臣が、技術士又はＲＣＣＭ相当と認定した資格であることを証明する認定証を有する者をいう。以下同じ。

２）経験

①　日本国外での業務経験を持つこと。

②　ＴＯＥＩＣのスコアが650点以上を有すること（その他十分な英語によるコミュニケーション能力を証明できる資格でも可）、海外（英語圏又は主たる言語として英語を用い業務を実施した国）における２年間以上の延べ滞在実績を有すること、又は、英語圏において４年制大学の学位を取得していること。

３）実績　平成18年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）

①　同種業務：日本国内外における米軍施設の設計又はこれに関するコンサルタント業務

②　類似業務：米国内における施設の設計又はこれに関するコンサルタント業務、又は米国外における公共施設の設計で米国の公的な設計基準を用いた設計、又はこれに関するコンサルタント業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した地方防衛局等の発注した業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

４）平成28年12月22日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が４億円未満かつ10件未満である。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

５）入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

㈡　配置予定主任技術者（建築、電気、機械）

配置予定主任技術者（建築、電気、機械）については、次の１）から３）に示す条件をすべて満たす者である。

１）資格　次のいずれかを有する。

①　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項に規定する一級建築士

②　建築士法第20条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

③　建築職種：技術士（（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門））

電気職種：技術士（（総合技術監理部門：電気電子部門関連科目）又は（電気電子部門））

機械職種：技術士（（総合技術監理部門：機械部門関連科目）又は（機械部門））

④　建築職種：APEC Architect

電気職種：APEC Engineer (Electrical)

機械職種：APEC Engineer (Mechanical)

⑤　①～④と同等以上の資格を有すると認められる者

２）経験

①　次のいずれかを有する。

・大学卒業後13年以上、短大・高専卒業後18年以上、高校卒業後23年以上の実務経験を有する者

・公共建築工事標準仕様書（・建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者

②　ＴＯＥＩＣのスコアが650点以上を有すること（その他十分な英語によるコミュニケーション能力を証明できる資格でも可）、海外（英語圏又は主たる言語として英語を用い業務を実施した国）における２年間以上の延べ滞在実績を有すること、又は、英語圏において４年制大学の学位を取得していること。

３）実績　上記㈠３）に同じ。

㈢　配置予定主任技術者（土木）

配置予定主任技術者（土木）については、次の１）から３）に示す条件をすべて満たす者である。

１）資格　次のいずれかを有する。

①　技術士（（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門））

②　一級土木施工管理技士